

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年9月30日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	玖珂地域 (谷津上、山王原、谷津下第1、谷津下第2、上市北、上市南、野口下、野口上、欽明路、上谷、下谷、柳井田下、大田、柳井田中、柳井田上、野地、瀬田下、有延、久門給1区、久門給2区、同道、瀬田上、瀬田中、市頭、本町、駅通、新市、新町上、新町下、阿山上、阿山下、鞍掛、千束、臼田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	120.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	107.9 ha
② 田の面積	119.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.6 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・高齢化は進んでいるものの、30代、40代の若い農業者が利用権を設定し、耕作している。しかしながら、人手不足により、草刈りや水路清掃等の農地に関する維持管理が課題となっている。

・水路等の農業インフラも老朽化してきており、太陽光パネルの設置検討をする農地や、耕作放棄地の増加による害虫被害が増えてきている。

・受け手になる農業者が耕作しやすい環境(草刈り、水路等農業インフラの管理)を地域で構築していくことが課題である。

※参考:農耕システムによる世帯数352世帯(地域における農家世帯数割合7.1%)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻、小麦、大豆を主軸とし、これから加速するであろう地球温暖化に対応可能な品種の作付を検討する。

・盆地の特性を活かし、新たな特産品となる作物を検討し、安定した収入を得られる経営を目指す。

・玖珂地域は都市計画区域を含み、山陽自動車道玖珂ICがあり、交流人口も見込めることから、体験農園、貸農園等による都市住民との交流を図っていくとともに新たな担い手(法人等)の増加を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・個人、法人の認定農業者に加え青年(30代、40代)の担い手を中心とし、農地中間管理機構を活用し、農地の集約を図るとともに、担い手を支えていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.5	%	将来の目標とする集積率
			50 %
・地域内の担い手が継続して耕作できるよう、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、また、地域のバランスを考慮しつつ農地の集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・担い手を中心に集積・集約化を進めると共に、団地面積の拡大については、農地利用最適化推進員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・所有者及び担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組
・中心部においては宅地化が進み、農地が点在しているため、大規模な基盤整備は困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内外から多様な経営体を募り、JA等関係機関と連携しながら担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農作業の効率化・省力化にあたっては、JAによる小規模農家の作業受委託等支援策はあるが、必要性や他の計画区域等方針も参考としながら、農業支援サービス事業者等の活用について今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害の防止に向け、捕獲檻の設置や侵入防止柵の設置及び適正管理に取り組む。
 ③ドローンを活用した農薬の散布等、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の推進を図る。
 ④小麦や大豆などの畑作物の生産拡大のため畑地化に取り組む。
 ⑦農地や農道・水路の維持・保全を図るため、地域内での協議に基づき、多面的機能支払制度等の制度活用を検討する。
 ⑧地域農業を維持していくためライスセンターの管理・運営を行っていく。
 ⑨畜産農家への飼料供給や有機農業実践者への堆肥供給など、連携体系の構築を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、花卉	0.7 ha	ha	水稻、花卉	1.8 ha	ha	1	
認農		水稻、麦、大豆	16.1 ha	ha	水稻、麦、大豆	22.5 ha	19.3 ha	2	
認農		水稻、麦、大豆	3.5 ha	ha	水稻、麦、大豆	5.8 ha	ha	3	
認農		水稻	1.4 ha	ha	水稻	3.3 ha	ha	4	
到達		水稻、野菜	1.0 ha	ha	水稻、野菜	1.0 ha	ha	5	
到達		水稻、野菜、くり	1.1 ha	ha	水稻、野菜、くり	1.3 ha	ha	6	
認農		水稻、作業受託	0.5 ha	ha	水稻、作業受託	0.6 ha	ha	7	
認農		自然薯	0.3 ha	ha	自然薯	0.3 ha	ha	8	
認農		肉用牛(肥育・繁殖)	ha	ha	肉用牛(肥育・繁殖)	0.2 ha	ha	9	
到達		飼料作物	ha	ha	飼料作物	0.2 ha	ha	10	
到達		水稻	ha	ha	水稻	3.9 ha	ha	11	
到達		水稻	ha	ha	水稻	0.0 ha	ha	12	
認農		水稻、有機野菜及び加工品販売	ha	ha	水稻、有機野菜及び加工品販売	1.2 ha	ha	13	
認農		水稻、麦、大豆	ha	ha	水稻、麦、大豆	1.2 ha	ha	14	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		24.6 ha	0 ha		43.3 ha	19.3 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		育苗、田植、収穫、農薬散布、乾燥・調製、草刈り	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

※地域計画の対象農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を基本とするが、作図の都合上、十分に表現できていない場合がある。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。